

顕朝卿記 宝治元年十一月八、九日（首次）

当部に藏する『顕朝卿記』一巻（伏 四七一）は、鎌倉期写本で伏見宮旧蔵のものである。当部でさきに刊行した圖書寮叢刊『御産部類記』上下（昭和五十六、七年）は、鎌倉期写本十九巻『御産部類記』（伏 六二七）伏見宮旧蔵を中心としたもので、これに関連するものとして『顕朝朝臣記』（佚書）の書名があげられている。所収年次、書写年次、旧蔵所などから見て、本書の内容に関心が持たれると思われる所以で、こゝに紹介することとした。

記者顕朝は、葉室氏、宗房男で、宝治二年（一一四八）任参議、文永三年（一二六六）九月二十日に薨じた。年五十五歳、極官位は正二位権大納言、父と共に姉小路と号した。その日記は『顕朝卿記』『権大納言藤原顕朝記』『顕朝朝臣記』『頭弁顕朝朝臣記』などと呼ばれている。本書の記文のほかに、寛元四年三月十一日後深草天皇即位記、宝治二年正月十七日後嵯峨院和歌御会始記が知られているが、いずれも江戸期写本である。

本書の記文は、宝治元年十一月八日の首部以前を欠き、翌九日におよ

ぶわずか二日間のものである。内容は、これより先、宝治元年十月九日に誕生された後嵯峨院の皇女綜子内親王（母中宮藤原姞子）の侍始および五十日儀雜事定を中心としている。顕朝はこの時、正四位下、藏人頭、左中弁、中宮亮、修理左宮城使の官位にあり、十一月一日、綜子内親王の親王宣下にともなつて同家政所の別当を命ぜられている。

綜子内親王の侍始は、宝治元年十一月八日夜、中宮姞子の御所今出川殿で行われた。後嵯峨上皇の御幸があり、参列の公卿は、攝政藤原兼経、左大臣藤原兼平、右大臣藤原忠家、権大納言藤原隆親、同藤原公基（内親王家勅別当）、権中納言藤原公親（中宮大夫）、同藤原実藤（左衛門督）、同藤原公光、参議藤原資季（侍従）、同藤原経光（左大弁）、同藤原定嗣（大蔵卿）、同源通行（左中将）等である。侍始の奉行は本書の記者顕朝である。侍始に統いて後嵯峨上皇の殿上で、綜子内親王の五十日儀雜事定が行われた。左衛門権佐藤原経俊（家司）が奉行である。院司の公卿、藤原隆親、藤原公光、藤原経光、藤原定嗣などが列席している。この八日の行事は、別に藤原経俊の日記『吉黄記』があり、本書

欠部の様子を推測することが出来る。これによれば、顯朝が侍始の行事であり、左右両大臣の遅参が知られる。上皇が寢殿南面に出御し、勅別当藤原公基に侍の名簿を下賜し、顯朝が呼ばれ、侍始の儀式がはじめられる。公卿着座、一献、二獻と続き、右大臣参入、汁物を据えて三獻に移る。顯朝の記文はこゝから以降が現存し、侍始の行事は経俊のそれよりも詳細である。たゞ、後半の五十日儀雜事定は経俊奉行のこともあるて、こちらは経俊の記文の方が詳細である。九日の記文は関白兼経の内覽、前関白実氏の奏聞と勅旨の伝達を記している。

書誌。卷子一巻。表紙、軸共当部後補。巻頭第一紙は旧包紙の一部、楮紙で「宝治元年 十一月八日以下」(江戸期写)と墨書している。つぎに本文巻頭を欠くため、当部で補紙(白紙、短冊形)を置き、以下本紙十五枚を継ぐ。本文料紙は楮斐交漉、第一紙縦二十八・九糢、横四十三・七糢。鎌倉期の筆跡で、一紙十七〜二十二行、一行十八字前後。上部に二、下部に一の界線を引く。第二〜四紙に内親王の藏人所日給箇の書式を縱書き横接ぎとする。最末紙は六行目まで以下余白となつてゐる。本書は現存最古の写本で、流布本の祖である。

最後に、十九巻本『御産部類記』と本書の関係についてふれておく。

十九巻本の第十六巻は、綜子内親王以下五人の皇子、皇女の誕生記を、藤原実氏、同公相の日記から抄出したものである。このうち綜子に関する『実氏公記』の宝治元年十一月八日条に「姫宮侍所始今夜也、件間事具見于頭亮記也」とあり、同二十六日条にも「姫宮又御行始、行啓已後

等、(中略)其間儀具見顯朝々臣記」と見え、とくに前者は本書の記文を指している。これとは別に、十九巻本目録中に「宝治元年御産記一巻顯朝朝臣記」とも見える。しかし、現存十九巻本中には、この顯朝の『宝治元年御産記』はない。したがつて、鎌倉期写、伏見宮旧蔵の本書の存在が注目されてくるのである。たゞ、御産記とするためには、兼日、御産当日、産養等がかなりの部分抄出される必要があろう。その点本書は、肝心な首部を欠いている状態であるが、現存部は侍始と五十日儀定で、御産以後の儀として御産記と無縁ではない。しかし、侍始の記文は現存墨付十五枚中十四枚におよんでおり、御産記一巻とすると、この部分の比重が大きすぎると思われる。この抄出態度がそれ以前の兼日、当月、産養等にも行われたとするとかなり大巻となる。また、十一月九日で抄出を止めているが、『実氏公記』(『御産部類記』第十六巻中)の指摘のように、十一月二十六日綜子内親王行始の記文が『顯朝朝臣記』にあつたことは確実であるし、同二十八日五十日儀の当日の記文はなかつたのであらうか。いずれにしても御産部類記として考へる場合、十一月九日で抄出を止めたのは不審である。また、現存十九巻本は、全巻同一の書写形体ではなく、一部取合せも考えられるので確たるものではないが、本書のよう上二界、下一界の書写形式のものは他にない。要するに、現状からは本書が、十九巻本中の「宝治元年御産記一巻顯朝朝臣記」に該当するとはいえない。何か必要があつて、綜子内親王侍始(或は十一月一日内親王宣下も)の記文を抄出したものが、たまた

ま『御産部類記』所引『美氏公記』の記文に対応することとなつたと考
えておきたい。本書は『御産部類記』とは直接関係しないが、それを補
い、この時点の内親王家侍始の儀式の実況を伝える資料である。

凡例

一、使用漢字は、異体・略体を正字に改め、常用漢字、通行漢字等のあ
るものは便宜これを使用した。

一、底本の欠落部分についてのみ、当部蔵『頤朝朝臣記』天明三年柳原
紀光写 一巻（柳 一二六五）で「」により補つた。

一、編者の註は（）で示した。

一、便宜句点をうち、改丁は」で示した。

一、本文中、藏人日給簡は横向となつてゐるが、便宜組み替えた。

（平林盛得）

（表題当部後補）
（頤朝卿記）
（宝治元年十一月
総子内親王侍始等）

（旧包紙）
〔宝治元年 十一月八日以下〕

（首次）

〔二獻〕左馬権頭以良朝臣・前安房守仲家朝臣共地下勤左右兩府
以後忠家房
陪膳大治元年實康朝臣依輕服不役送地下五位如常、次箸下勤左右兩府

〔藤原兼平・同
陪膳參仍正五位下邦忠勤之〕次

三獻勅盃左衛門督地下五位伝益、大治元、瓶子藏人左衛門権佐経俊

加賀国司解 申進上 御封庸米事

（五六頁上段に統く）

元年二三献瓶子職事取之、而今度三人職事内二人為四品、通持適為五位之處。俄
稱所勞不參、（義寧頤朝）可覽也、而不違參。（藤原公基）次
於板敷上、持様覽之、不可然事也、勅別當日拔簷、目之後又立之歟、不見及、次
進時持様覽之、不可然事也、勅別當日拔簷、先覽上皇、次覽勅別當云々、次
取簡（簡上方在左、以裏為外方、持様）於侍所取之、持參也。參進跪勅別當座後、覽之裏、立簡次
基具朝臣經公卿座南、弘庇西進、更南折、經寢殿東南簾子敷
并撰政御座前（先聊氣色）跪階間、奏覽之覽勅別當、經本路退帰、寄立
簡於奥座上北障子（南面立之、前々謂寄立座上者、向簡面於座下立之也、也、可尋、今
立様何年例哉、依不審相尋基具之處、為勅定云々、可尋、今
拔笏退、次藏人範昌（生年五歲云々、前皇、后宮大進範氏子也）取簡袋、置簡下退、次予
不措笏、此吉書（後禮、上皇）而措笏之條、不可然歟、且殿上今朝已被渡了、
可有思慮、但前々人々所為不同、仍密々伺御氣色之處、仰云、可在人々存知、
上不及被定仰、但理之所當（不可持）、是已愚意之所存也、依不措笏覽吉書文、
入宮加賀御封米百石解、於勅別
當奏上皇、別當見了返給、予就寢殿南面階間奏之、（進入簾中、此次上
于大治、其人上（二）別當職事ト書之、後日可令書直者、申畏承由、令見大治書
様、於簡書候了、而書達之條、尤不審候、遲々之間、不及檢知之由、申上了、返
給、又下勅別當、々々即返給、予出侍所、成外題、下知家事
覽簡并吉書事、康和・治承・建久二獻以後、（申上大弁之、次大治元・二年三獻以後、今度隨大治例）

解文并外題書様如此外題也

可成返抄

別當左中弁兼中宮亮藤原朝臣頤朝

□永家司職事各別書之

書別當字於職事上 □家司者

長五尺 上広八寸 下広七寸

不載別當字、為藏人 □簡、依之

限職事載別當字、頗有謂歟

別當修理左宮城使正四位下行左中弁兼中宮亮藤原朝臣顯朝
正四位下行參川守藤原朝臣房名

正四位下行右近衛權中將兼中宮亮尾張介源朝臣基具

藏人所日給

從四位上行右近衛權中將藤原朝臣公藤

從四位下行權右中弁藤原朝臣親賴

防鴨河使正五位下行左衛門權佐藤原朝臣經俊

正五位下行勸解由次官兼丹波守藤原朝臣高雅

正五位下行中宮權大進藤原朝臣資宣
正五位下行右近衛權少將源朝臣通持

面書様

前石見守正五位下中原朝臣友景

正六位上行左衛門少尉源朝臣康広

正六位上行左衛門少尉藤原朝臣基景

正六位上行左衛門少尉藤原信茂

正六位上行左衛門少尉中原範景

正六位上行右衛門少尉中原朝臣弘季

正六位上源朝臣行村

正六位上藤原朝臣康久

御監正六位上行左衛門少尉源朝臣滿隆
侍者正六位上行左近衛將監源朝臣仲忠
藏人蔭〔系〕正六位上藤原朝臣範昌
長蔭子正六位上源朝臣義重

○之外度々簡書様侍 □在連上
又如大治書様者、侍書家司職事、堺 □又無官衆載蔭子、 □今度
依前相國計不書 蔭位又書長堺巡、理美可然歟

簡袋銘書様

藏人所日給簡袋 宝治元年十一月八日

(この頁全文次頁上段
四行目に横向で入る。)

(五四頁下段より続く)
合併解

宝治元年十一月一日別當、、、奉

右 無品内親王家当年御封米進上如件、以解

宝治元年十一月八日

守從五位下藤原説実

(前頁全文横向にしてこの位置に入る。)

此間公卿起座、或退出、次諸司官人昇台盤、立侍所乍居饌昇之立此所也

合子飯許居改之云々、先例或撤本饌、更居之、
之件變或職事動、或不撤本饌、合子飯許居改之、不同、侍者仲忠取簡并袋立同
或序勅之、
所建久侍者季忠役蔵卿相尋之間予示其由了、前々或諸司官人
便役之、或藏人勤之、藏人勤之、今度藏人幼少之間、令侍者勤之、次勅別

當復座、召予被下家司・御監等書下乍重二枚押卷給之、予給之、於中門

辺召知家事資基下之、次勅別當又基具朝臣被下職事・侍者・
藏人等書下上五枚皆書禮番先例也、已下所司之由、予加諷諫了

件令旨書様

一枚家司

前々或書位修理左宮城使左中弁兼中宮亮藤原朝臣顯朝

參川守藤原朝臣房名

權右中弁藤原朝臣親頼

防鴨河使左衛門權佐藤原朝臣経俊

裝束儀、侍廊・母屋・四箇間・南北対座、敷紫帖八枚、其
中央立台盤、居饌注右、細、逼座上布障子、立日給辛櫃、其北立
御簡、座上下立高燈台挙燈、以座下遣戸以東為宿戸屋、件
所南妻戸、懸紺垂布、其内敷紫帖、以北庇為雜仕宿、同懸
紺垂布、其内敷黃端帖、抑北庇東一間、南北行敷紫帖、
座前置硯、着到等可一所司座也、而當時侍所、母屋与
北庇之間、立遣戸、仍為室礼外之間、不儲此座云々

一枚藏人

蔭孫藤原範昌

右人宜為藏人者

宝治元年十一月一日別當、、、奉

件等令旨康和顯隆・治承光長・寛元經俊、職事書之、大治元
年於勅別當里第書之合盛經書、仍今度任大治例、於里第書之、
被隨身、予兼申定勅別當畢

次家司予・房名朝臣・経俊・資宣・職事基具朝臣之外不參・侍者・藏人・侍等
等也、親頼朝臣・高雅不參・御監・侍長等
着侍所不參、衆人又遲參

装束儀、侍廊・母屋・四箇間・南北対座、敷紫帖八枚、其

中央立台盤、居饌注右、細、逼座上布障子、立日給辛櫃、其北立
御簡、座上下立高燈台挙燈、以座下遣戸以東為宿戸屋、件

所南妻戸、懸紺垂布、其内敷紫帖、以北庇為雜仕宿、同懸
紺垂布、其内敷黃端帖、抑北庇東一間、南北行敷紫帖、
座前置硯、着到等可一所司座也、而當時侍所、母屋与

各座定以一献侍官持參盃居折以所司友景呼雜仕女仰瓶子事、

衆藤原康久持參瓶子鉢子予飲之、擬房名朝臣、康久往反、奧

端入之衆今一人不參之間、奥端寄兩人之儀不叶之故也、侍者

以下雜仕取統酌是又友景仰之、次二獻其儀同前、次箸下友景申上之、次三獻其儀同前、次

伏箸、次友景仰罷、次家司以下起座自下而上之先起、次友景更着座、書

着到

八日巳

別當中宮權亮

左中將

康久

友景

合拾肆人(アソブ)

行村

範景

基景

信茂

藏人藤原範昌

長源重義

弘季

侍者源仲忠

嘉景

信茂

右少將

別當中宮權亮

左中將

藏人藤原範昌

長源重義

信茂

侍者源仲忠

嘉景

信茂

右少將

別當中宮權亮

左中將

藏人藤原範昌

長源重義

信茂

侍者源仲忠

嘉景

信茂

右少將

別當中宮權亮

左中將

藏人藤原範昌

長源重義

信茂

侍者源仲忠

嘉景

信茂

右少將

別當中宮權亮

左中將

藏人藤原範昌

長源重義

信茂

侍者源仲忠

嘉景

信茂

右少將

別當中宮權亮

左中將

藏人藤原範昌

長源重義

信茂

侍者源仲忠

嘉景

信茂

右少將

別當中宮權亮

左中將

藏人藤原範昌

長源重義

信茂

侍者源仲忠

嘉景

信茂

右少將

別當中宮權亮

左中將

藏人藤原範昌

長源重義

信茂

侍者源仲忠

嘉景

信茂

右少將

別當中宮權亮

左中將

藏人藤原範昌

長源重義

信茂

侍者源仲忠

嘉景

信茂

右少將

別當中宮權亮

左中將

藏人藤原範昌

長源重義

信茂

侍者源仲忠

嘉景

信茂

右少將

別當中宮權亮

左中將

藏人藤原範昌

長源重義

信茂

侍者源仲忠

嘉景

信茂

右少將

別當中宮權亮

左中將

藏人藤原範昌

長源重義

信茂

侍者源仲忠

嘉景

信茂

右少將

別當中宮權亮

左中將

藏人藤原範昌

長源重義

信茂

侍者源仲忠

嘉景

信茂

右少將

別當中宮權亮

左中將

藏人藤原範昌

長源重義

信茂

侍者源仲忠

嘉景

信茂

右少將

別當中宮權亮

左中將

藏人藤原範昌

長源重義

信茂

侍者源仲忠

嘉景

信茂

右少將

別當中宮權亮

左中將

藏人藤原範昌

長源重義

信茂

侍者源仲忠

嘉景

信茂

右少將

別當中宮權亮

左中將

藏人藤原範昌

長源重義

信茂

侍者源仲忠

嘉景

信茂

右少將

別當中宮權亮

左中將

藏人藤原範昌

長源重義

信茂

侍者源仲忠

嘉景

信茂

右少將

別當中宮權亮

左中將

藏人藤原範昌

長源重義

信茂

侍者源仲忠

嘉景

信茂

右少將

別當中宮權亮

左中將

藏人藤原範昌

長源重義

信茂

侍者源仲忠

嘉景

信茂

右少將

別當中宮權亮

左中將

藏人藤原範昌

長源重義

信茂

侍者源仲忠

嘉景

信茂

右少將

別當中宮權亮

左中將

藏人藤原範昌

長源重義

信茂

侍者源仲忠

嘉景

信茂

右少將

別當中宮權亮

左中將

藏人藤原範昌

長源重義

信茂

侍者源仲忠

嘉景

信茂

右少將

別當中宮權亮

左中將

藏人藤原範昌

長源重義

信茂

侍者源仲忠

嘉景

信茂

右少將

別當中宮權亮

左中將

藏人藤原範昌

長源重義

信茂

侍者源仲忠

嘉景

信茂

右少將

別當中宮權亮

左中將

藏人藤原範昌

長源重義

信茂

侍者源仲忠

嘉景

信茂

右少將

別當中宮權亮

左中將

藏人藤原範昌

長源重義

信茂

侍者源仲忠

嘉景

信茂

右少將

別當中宮權亮

左中將

藏人藤原範昌

長源重義

信茂

侍者源仲忠

嘉景

信茂

右少將

別當中宮權亮

左中將

藏人藤原範昌

長源重義

信茂

侍者源仲忠

嘉景

信茂

右少將

別當中宮權亮

左中將

藏人藤原範昌

長源重義

信茂

侍者源仲忠

嘉景

信茂

右少將

別當中宮權亮

左中將

藏人藤原範昌

長源重義

信茂

侍者源仲忠

嘉景

信茂

右少將

別當中宮權亮

左中將

藏人藤原範昌

長源重義

信茂

侍者源仲忠

嘉景

信茂

右少將

別當中宮權亮

左中將

藏人藤原範昌

長源重義

信茂

侍者源仲忠

嘉景

信茂

右少將

別當中宮權亮

左中將

藏人藤原範昌

長源重義

信茂

侍者源仲忠

嘉景

信茂

右少將

別當中宮權亮

左中將

藏人藤原範昌

長源重義

信茂

侍者源仲忠

嘉景

信茂

右少將

別當中宮權亮

左中將

左中弁 参河守

権右中弁

左衛門権佐

勘解由次官

中宮権大進

別当修理左宮城使左中弁兼中宮亮藤原朝臣

(前行下段の位置)
御監左衛門少尉源

参川守藤原朝臣

権右中弁藤原朝臣

防鴨河使左衛門権佐藤原朝臣

勘解由次官兼丹波守藤原朝臣

自今日三ヶ日、雖不參人書入之例也

次家司房名朝臣資宣着房名朝臣令勘御五十日時之後着之、予依為藏人頭不着定文之、又以仍所兼行兩方也

裝束儀、以御隨身所為序、南北對座敷紫帖借渡便座中央居机

饗宮序為家司・御監等座、其末東西行敷黃端畳、為知家事

座但近代知家事以下不着、懸白垂布如例假用便景沙汰、借用之、北砌引纈纈幔件幔為友

次覽所宛文入管大間、序書儲之、日例多載三箇事、大治依仰自正月至十二月載之、今度依被用大治例、其定載之月迫、有序始之度々者、歲内依無其事、自明年宛之、夏秋之間有序始之時、歲内事等載之、依其様可斟酌歟、今度十二月宮咩奠許相殘、然而於宮咩神祭等者、年中依有二箇度無初祭之時、稱片祭不被行之、仍今度兼申事由、一向自明年正月載之、是又可相叶大治例、而知家事資基持參之、置房名朝臣前、隨彼與奪資宣書之土代兼用之意、御監參仕、其人堪右筆之時可執筆也、不然之時、家司書之例也、次書訖

授房名朝臣、次各起座、次房名宮、先覽勅別當在大間、次付女房奏之、御覽了被返下、房名朝臣下知家事云々不帰、此間撤机饗、立食床居饗、知家事以下着之、以女房被仰

次有盃酌、又居汁如常知家事役送、次成上御封返抄、兩家司加判、返下、次知家事持」來件返抄於便所、予加暑返給了

件返抄書様

無品内親王家序 加賀國

檢納庸米百斛事

右當年御封米檢納如件、故返抄

宝治元年十一月八日 知家事掃部權助安倍

同牀、不可有殊子細候歟、七日御節供事、凡無所見候、但可書入者隨勅定、可下知候者、即被下、大治雅兼卿記被見之

処、七日御節供入之、又書様不普通、元日御節供ト書之出、其
腋ヲ別當ト書之^{後々}、旁不審、大治或記^{不知其人}載大間書様、是普通
躰也、但如此展転書写、諸家記僻事太多、難指南歟、即召寄
資基、取返所宛文見之処、房名朝臣不書啓了由、又不書我位
暑^(レ)失也、仍留之了、且明日重奏定書様以下事、可廻也

其書様

後日遣之令書入
啓詒^一

定

明年所宛事

正月

元日御節供

宮咩奠

十五日御粥

三月

三日御節供

五月

五日御節供

別當高雅

七月

七日御節供

別當資宣

九月

九日御節供

別當房名朝臣

十月

亥子餅

別當親頼朝臣

十二月

宮咩奠

別當經俊

御服所

別當

年預^一

別當顯朝々臣

掃部權助安倍資基

宝治元年十一月八日

次予覽知家事・案主等書下^{兼書}、於勅別當下資基了

其書様

正六位上行掃部權助安倍朝臣資基

可為知家事

正六位上行中務少丞紀朝臣尚憲

正六位上行治部少丞紀朝臣盛親

正六位上行大藏少丞安倍朝臣久頼

正六位上行宮内少丞紀朝臣景直

正六位上行修理少進紀朝臣康繼

正六位上行勘解由判官高橋朝臣資職

正六位上行勘解由判官安倍朝臣友広

正六位上行左衛門少志紀朝臣職光

正六位上行右衛門少志中原朝臣国光

已上可為案主

右被 仰倚、件等人宜令勤職掌者

宝治元年十一月八日別當修理左宮城使正四位下行左中弁
(前行に統く)
兼中宮亮藤原朝臣顯朝奉」

任大治例、知家事一人、案主九人被定也
侍所雜事

日給簡木工寮進之、於内匠寮立親王日造始許也

同袋裏兩面如常、以下品綱為

同辛櫃寬元古物加修理用之

同覆兩面有裏予同調進之

朱漆八尺台盤二脚發足寬元古物加修理用之

紫端畳十枚 黃端畳二枚 紺垂布

打銚子二口 朱漆定器大四十小八十八 同鉢二口

同盤二枚 同尺子二支 鍋金輪二具

桶三口大小 柄二支 飯櫃二合

汲部二呂子一覆 定器櫃一合

燈台二本

畳以下雜具姬宮職事基具・公藤等朝臣配分調進云々

雜仕裝束二具而寛元度就承暦例二具給之云々

硯墨筆水入 着到籤已上兩物序進之

序鋪設雜具、予取要物少々致沙汰、自余略之、強不可事闕之故也、雜仕裝束二具、同内々沙汰也

已上雜事、姫宮序兼日作上文書、就之」或依舊規、或任近例、折中予所催沙汰也

今夜任大治元年例、於院殿上被定御五十日雜事、藏人左衛門権佐経俊奉行也、其儀以侍所以西子午廊東面三箇間為院御方殿上、北上對座、敷紫端畳、其中央立台盤二脚脚内有切合盤一也、副座下東壁立簡、辛櫃等如常、座上下挙燈、時剋院司公卿四条大納言親・中宮大夫公親雖輕服不被憚之・新中納言公・左大弁光経

大藏卿等着座定嗣、中宮大大納言召房名朝臣、仰姬宮御五十日

日時可令勘申之由、房名退、仰內匠頭賀茂在盛朝臣令勘之、

即取之入筥、獻大納言退帰、次依大納言命、藏人憲說檢非持

參硯・繞件覗居柳筥、例文一卷大治
繩二卷・土代等盛加之、置新中納言前、次立切燈台

憲說於座下當新中納言前程、台盤役之、撤本燈台、次新中納言取例文、授大納言、次

摺墨染筆、卷返繞大治實行卿」筥、置座前、取笏氣色、大納言被目、次

納言書之書之例也、亞相与奪之、書畢納言伝大藏卿先是左大弁退

大藏卿見之人大藏卿云、戴殿上人於定文、大治ニハ為女院殿上人、今度以殿上人可替宮司歟、且御產七夜定之時如然云々、而藏人仰云、貞永度

猶戴殿上人之由云々、仍不被改之、彼度例不及被准用歟、次第見上之、次大納言入加定文并日時

於一筥、召房名朝臣被奏上皇、今度被召留御所、大治如此、

不被返下云々

今日被請印親王并長田稻等官符、上卿新中納言・少納言長明

鹿食一昨日滿七ヶ日、
不被憚之由、師兼申之、等參行

九日、陰晴不定、入夜雨下、未剋參殿下、
藤原兼達以下、以在章朝臣内覽藏

人方文書、又申氏院雜事、次參院今出相國之次、可申入之由有命、仍奏所宛文間事云、正月七日御

節供入大間之條、更不勘得先例、但雅兼卿記已分明也、就

彼所見猶可被入歟、所詮可在勅定、兼又御持僧并御修法勤行

事共、円満院僧正所申領状候也者、仰云、御節供事只可依普通例、不被入有何事哉、僧正兩条申領状之由聞食

(余白)